

地方独立行政法人大阪市民病院機構開示請求手数料要綱

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第89条第7項及び第8項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）の保有する情報の開示請求に係る手数料の額等を定めることを目的とする。

(手数料等)

第2条 開示請求に係る手数料は無料とする。

2 公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項にかかる費用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により機構に納付しなければならない。

- (1) 現金書留郵便による納付
- (2) 機構の窓口における現金による納付
- (3) 機構が指定した銀行口座への振込による納付

(費用の納付時期)

第3条 前条に規定する費用は、前納しなければならない。

(電磁的記録)

第4条 第2条に規定する電磁的記録の公文書の写しの交付に準ずるものとして定める方法は、次のとおりとする。ただし、第2号に定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

(振込手数料等)

第5条 第2条第2項に定める費用を開示請求者が納付するにあたり、必要な振込み手数料等の経費については、開示請求者の負担とする。

(写しの送付)

第6条 法人文書の開示を受ける者は、第2条第2項に定める費用のほか送付に要する費用を負担して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(送付に要する費用の納付方法)

第7条 前条に定める法人文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 第2条第3項各号に定める方法
- (2) 郵便切手を郵送することによる納付
- (3) 料金受取人払いの郵便又は宅急便等

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（2条関係）

種 類	区 分		費用の額		備考
			単位	単価	
文書又は図画	複写機により複写したものの写し	単色刷り	1枚	10円	片面に複写したものの写しの場合
		多色刷り	1枚	50円	
電磁的記録	用紙に出力したものの写し	単色刷り	1枚	10円	
		多色刷り	1枚	50円	
	光ディスク(CD-R 700メガバイトのもの)		1枚	90円	
	光ディスク(DVD-R 4.7ギガバイトのもの)		1枚	120円	

- (1) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しを用紙の両面に作成する場合については、2枚として計算する。
- (2) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しの作成については、原則として日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。